

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 第42回本部員会議 議事要旨

日 時 令和4年1月19日(金) 午後3時30分～午後4時

場 所 県庁5階 502会議室

出席者 知事(本部長)、副知事(副本部長)、各部局長等(各本部員等)、特命補佐

1 開 会 (午後3時30分)

2 知事挨拶

全国では、昨日、一日の新規感染者数が初めて3万人を上回りました。過去最多であります。世界的に猛威を振るっているオミクロン株の影響により、急激な感染拡大が続いているところです。政府では、既に、まん延防止等重点措置が適用されている3県に加え、1都12県についても適用を拡大する予定です。

県内では、年明けから県外との往来に起因するとみられる感染事例が増加し、クラスターの発生も複数確認されるなど感染の拡大傾向が続いております。本日も過去二番目となる66人の新規陽性者が確認されました。まさに感染の第6波のさなかにあるものと捉えております。

また、感染力が極めて強いオミクロン株への置き換わりも相当進んでおりまして、感染経路が不明な事例も多くなってきております。いつ、爆発的な感染拡大が起きても不思議ではない、そのような状況にありますので、医療提供体制の維持や企業活動の継続にも強い危機感を抱いているところです。

また、若い世代やワクチン接種の対象となっていない世代での感染も目立ってきております。こうした世代や家族も含め、感染防止対策を徹底することが重要と考えております。

本日は、最近の発生状況を確認するとともに、「注意・警戒レベル」のレベルの引上げや、今後の県民の皆様への注意喚起等について、協議・決定したいと考えておりますので、皆さんよろしくお願いたします。

3 協議

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について (資料P1～P8)

- 防災くらし安心部長及び健康福祉部長から、国内及び県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況について報告した。
- 質問、意見なし。

(2) 注意・警戒レベルの引上げについて (資料P9, P10)

- 防災くらし安心部長から、注意・警戒レベルの引上げについて説明した。
- 医療統括監から、注意・警戒レベルの引上げに関する医療専門家の意見を報告した。

- 質問、意見なし。
- 知事から以下のとおり発言があった。

それでは、この案のとおり、本日19日から、県全体の注意・警戒レベルをレベル1（注意）からレベル2（警戒）に引き上げます。

レベルの引き上げについて、市町村や関係団体と連携して、しっかりと県民の皆様へ周知してください。

(3) 「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」の見直しについて（資料P11～P13）

- 防災くらし安心部長から、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」の見直しについて説明した。
- 医療統括監から、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」の見直しに関する医療専門家の意見を報告した。
- 質問、意見なし。
- 知事から以下のとおり発言があった。

それでは、この案のとおり、引き続き、県民の皆様等に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけていくことといたします。

(4) 県民の皆様に対する検査受検の協力要請の延長等について（資料P14）

- 健康福祉部長から、県民の皆様に対する検査受検の協力要請の延長等について説明した。
- みらい企画創造部長から、陰性証明書の発行は、河北病院と荘内病院だけという認識でよいか、との質問があった。
- 健康福祉部長から、陰性証明書は医師の診断書であるため、2病院だけであり、薬局等では結果通知書のみの発行となる、との回答があった。
- 知事から以下のとおり発言があった。

それでは、この案のとおり、検査拠点を拡充のうえ、感染不安を抱える方を対象とした無料PCR検査については、2月28日まで期間を延長することといたします。関係団体とも連携し、県民や利用者の皆様へしっかりと周知してください。

(5) その他

- 発言なし。

【知事指示事項】

本県の感染状況は、年明けから新規陽性者数が増加し、クラスターの発生も複数確認されるなど拡大傾向が続いております。まさに感染の第6波のさなかにあるものと捉えております。

新規陽性者数の増加による病床使用率の上昇や、全国的な感染の急拡大等を踏まえ、本日、県全体の注意・警戒レベルを1段階引き上げまして、レベル2（警戒）としました。

何としてもこれ以上の感染拡大を食い止め、医療のひっ迫を食い止める必要がありますので、本日の会議を踏まえ、私から、4点指示します。

1 本日、「県民の皆様等へのお願い」を見直したところです。主な見直しの内容については、次のとおりです。

① 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域などの感染拡大地域との不要不急の往来を控えること。ただし、ビジネス、通学、通院、受験の場合は除きます。

② 会食は、都道府県の認証を受けたお店で、普段一緒にいる人（職場、家族など）と、感染防止対策を徹底して行うこと。

③ 健康上の理由でワクチンを接種できない方や、ワクチン接種の対象年齢に満たない子どもへの感染を防ぐため、そのご家族は感染対策を徹底すること

④ 高齢者や子どもへの感染を防ぐため、介護施設や保育施設、幼稚園、学校等に従事する方は感染対策を徹底すること

⑤ 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP（事業継続計画）の作成・点検を進めていただくこと

以上のことについて、関係団体や市町村と連携し、県民の皆様や事業者の皆様に、しっかりと周知してください。

2 積極的疫学調査を引き続きしっかりと進め、感染拡大の阻止に全力を挙げてください。また、県内の医療のひっ迫を防ぐため、受入れ医療機関との広域的な調整、宿泊療養施設や自宅等療養者に対する支援体制の活用など、これまで第6波の到来に備えて取り組んできた準備を活かし、感染者の療養先の調整と支援をしっかりと行ってください。

3 感染に不安を感じる方が適切にPCR検査や抗原検査を受けることができるように、更なる検査拠点の拡充に努めるとともに、無料のPCR検査について、市町村や関係団体と連携し、しっかりと周知してください。

4 ワクチン接種が感染防止対策の要でありますので、ワクチン接種に係る正しい知識の普及に努めるとともに、3回目の接種を含め、希望される方の接種が円滑に進むよう、市町村や関係機関としっかりと調整を進めてください。

これまで以上に感染防止対策を徹底し、県民の皆様・市町村と一丸となって、この難局を乗り越えてまいりましょう。

4 閉 会（午後4時）